

ID: 125

担当部署: 環境課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	高根沢町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 第22条		
例規番号	昭和60年条例第16号		
<b>【基準】</b> 第22条の規定による。 (過料) 第22条 次の各号の一に該当する者は、この条例に規定する手数料の徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。 (1) 詐欺その他不正の行為により、この条例に規定する手数料の徴収を免れた者 (2) 手数料の徴収を免れようとした者に便宜を与え、又はほう助した者 (3) この条例の第9条の規定に違反した者			
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日